

2017年  
3月号

- トピックス I. ベトナム: 既存法人の買収(M&A)のクロージングにおける法的留意点  
II. 2017年シンガポール会社法改正  
～債務整理手続における国際センター化へ向けた試みについて～
- コラム シンガポール新会社法解説(第11回)～取締役に対する経済支援の禁止～

## I. ベトナム: 既存法人の買収(M&A)のクロージングにおける法的留意点

執筆者: 今泉 勇

日系企業のベトナムへの投資は、堅調に続いています。外国投資家としてのベトナムへの進出方法としては、大きく分けて、新法人の設立と既存法人の買収(M&A)がありますが、今回は、後者のクロージングの局面において実務上留意すべきいくつかの法的ポイントを概説します。

### 1. 投資法関係

2015年7月に施行された新投資法上、外国投資家が既存のベトナム国内企業の株式/持分を取得する場合、①対象会社の事業が外国投資家にとって条件付投資分野であるか、又は、②外国投資家が直接・間接に対象会社の定款資本の51%以上を取得することとなる際、当該対象会社を管轄する地方当局である計画投資局(DPI)への登録が必要となります。法令上、計画投資局は、完全な申請書類の受理から15日以内に登録完了の通知を行うものとされています。実務上は、売主との株式譲渡契約において、クロージングの前提条件の一つとして、投資登録手続が完了していることを含めておくことがポイントとなります。

計画投資局が審査をするのは、対象会社において登録された事業目的それぞれについて、外国投資に伴い適用される法令に照らし、想定されている買収が整合しているかという点です。外国投資家が存在しない段階の対象会社においては、実際には行われていない事業目的が多く登録されていることがありますが、その場合、計画投資局が関連法令を管轄する各当局に個別に照会を行い審査に時間を要することがあるため、対象会社に定款変更を求め、不要な事業目的を予め登録から削除しておくよう求めることも考えられます。

登録申請に必要な書類は、①外国投資家及び対象会社が共同で署名した申請書(ベトナム語)と②外国投資家の設立証明書です。後者については、日本企業の場合法人登記が利用されており、提出に先立ちベトナム大使館での領事認証(及びそれに先立つ外務省での公印確認)並びに、ベトナム語への翻訳公証が必要になります。

なお、対象会社が既に投資証明書・投資登録証明書の発行を受けている企業の場合、買収に伴いその修正も必要になる場合があるため、留意が必要です。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

## 2. 企業法関係

新投資法と同様、2015年7月に新企業法が施行されています。企業法上、有限会社と株式会社という二つの基本的な類型があるため、それぞれに分けて説明します。

まず、有限会社の場合、計画投資局により発行される企業登録証明書(Enterprise Registration Certificate: ERC)に法人の出資者である社員の名称が記載されます。持分譲渡に伴い社員の変更が必要になりますので、企業登録証明書の修正手続きを行います。法令上は、完全な申請書類の受理から3営業日以内に修正手続きが完了することとされています。外国投資家の観点からは、売主側に対し、クローリングと同時またはそれに先立って、企業登録証明書の修正を行うことを求めることが肝要です。なお、法人を対外的に代表する権利を持つ法定代表者(Legal representative)についても企業登録証明書の記載事項ですので、買収に伴い会社の法定代表者を変更したい場合も、合わせて企業登録証明書を修正します。

一方、株式会社の場合、企業登録証明書に株主の名称は記載されません。法令上も、株式譲受人は、法定情報が株主名簿に記載された時点で、会社の株主となるとされています(ちなみに株券も発行されますが、日本の会社法のような権利の推定規定はありません)。ただし、株式会社においても法定代表者を変更したい場合は、やはり企業登録証明書の修正が必要となります。加えて、外国投資家が株主となる場合、株式会社は、株主の変更があった日から10日以内に、計画投資局に対して、当該事実を通知する必要があります。

## 3. 決済関係

上記各規制に加え、譲渡対価の決済に関連して、ベトナム法上、以下の点に留意する必要があります。

第一に、ベトナム法上、原則として、ベトナムにおける全ての居住者・非居住者による取引、支払い、価格の合意等は外貨で行うことができないとされています。したがって、この場合、株式譲渡における売買価格等の経済条件をベトナムドンで合意し、契約書上もベトナムドンにて表記する必要があります。

第二に、外国投資の局面では、法令上、買主名義で開設される間接投資資本口座(Indirect Investment Capital Account: IICA)又は対象会社名義で開設される直接投資資本口座(Direct Investment Capital Account: DICA)を通じて売買代金を決済しなければならぬ可能性があります。この部分は関連法規制が必ずしも明確ではないこともあり、決済銀行に早めに確認のうえ、資金決済のフローを当事者間で確認しておくことが肝要です。

以上



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 ホーチミン事務所 弁護士

[i\\_imaizumi@jurists.co.jp](mailto:i_imaizumi@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2016年ベトナム外国弁護士登録。国内案件におけるM&A、一般企業法務の経験を生かし、アジア各地の新興国へ進出・展開する日系企業案件を担当。インドのKhaitan&Co法律事務所への出向、東京事務所での集中的なアジア業務対応の経験後、2016年3月よりホーチミン事務所にて勤務。

## II. 2017 年シンガポール会社法改正

### ～債務整理手続における国際センター化へ向けた試みについて～

執筆者: 原田 伸彦、桜田 雄紀

シンガポール会社法の 2017 年改正法案が、2017 年 3 月 10 日に国会で可決されました。本稿では、2017 年の会社法改正(以下 2017 年会社法改正といえます。)のうち、シンガポールにおける債務整理及び組織再編に用いられる手続である、スキーム・オブ・アレンジメント(以下スキームといえます。)、及び、クロスボーダー倒産に関する改正(以下本改正といえます。)についての概要を纏めました。本改正は、財務危機にある企業の再生とリストラクチャリングの手続を強化するとともに、シンガポールを国際債務整理手続のハブとして強化する試みの一環として行われるものです。

#### 1. スキーム手続の強化

スキームは、シンガポールのみならず、英国その他のコモンウェルス国において取り入れられている会社法上の制度で、債権者又は株主(又は、債権者若しくは株主の特定のクラス)の法定多数の承認を得ることにより、裁判所の承認を条件として、当該会社とすべての対象債権者又は株主との権利義務関係を規律することを可能とする会社法上の制度です。シンガポールにおいても、債務整理及び企業再編の手続として用いられており、議決権者集会に出席し、議決権を行使した議決権者の頭数の過半数かつ債権額・価値の四分の三以上の賛成がある場合に、裁判所の承認を条件に、提案されたスキームの条件において権利変更が行われることとなります<sup>1</sup>。スキームについては、会社法上の条文数も少なく制度的な手当も必ずしも十分とは言えない側面があり、これまでも委員会等を通じて、改正の提案が行われてきました<sup>2</sup>。本改正においては、これらの改正の提案もふまえ、主として、以下の改正が行われます。米国チャプター11 手続における各種制度と類似の制度を取り入れたという側面があると考えられています。

- a. モラトリアム: 債務者である会社がスキームの提案を行う場合、債務者の申立てにより、一定の期間、裁判所が債権者による債務者に対する差押え、担保の実行等の債権回収手続を停止(以下モラトリアムといえます。)する命令(以下モラトリアム命令といえます。)を付与することが明確化されました<sup>3</sup>。また、債務者によるモラトリアム命令の申立日から、30 日間の自動的なモラトリアムを認める規定も新たに導入されました<sup>4</sup>。なお、モラトリアム制度の手続導入による債務者保護強化の一方で、新たに、債務者の財務情報等の裁判所に対する提出義務など、債権者保護の手続も新たに導入され、債務者保護と債権者保護のバランスを図っています。
- b. 救済融資の保護: スキーム申立て後に債務者を支援するために行なわれる救済的ファイナンスについて、裁判所による命令により、他の債権者の債権よりも優先することができることになりました。
- c. クラムダウン: スキーム案は、例えば、担保権者、優先債権者、劣後債権者などの複数の債権者のクラスが存在する場合には、スキーム案に反対する特定の債権者のクラスが存在する場合であっても、所定の要件を充たす場合には、スキームの効

<sup>1</sup> 説明の便宜の観点から、あえて日本の法制度との比較で言うと、債務整理の文脈では、民事再生手続と同様に管財人に経営権が移らない DIP 型の債務整理手続であり、また、日本の法的倒産手続のように支払不能が手続開始の要件とされていない点において、より柔軟に利用することができる制度であるといえます。

<sup>2</sup> 2016 年 4 月 20 日付国際債務整理センターとしてのシンガポール強化委員会報告 (<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/mlaw/corp/News/Report%20of%20the%20Committee.pdf>)、2013 年 10 月 4 日付倒産法検討委員会報告 (<https://www.mlaw.gov.sg/content/dam/mlaw/corp/News/Revised%20Report%20of%20the%20Insolvency%20Law%20Review%20Committee.pdf>) 参照。

<sup>3</sup> 従前も、申立てにより裁判所がモラトリアム命令を付与することは認められていましたが、法文上回収手続の停止の範囲が不明確であり、規定の強化の必要性が指摘されていました。

<sup>4</sup> なお、昨年 2016 年 10 月 21 日から 12 月 2 日までの期間に法務省により実施された本改正に関するパブリック・ヒアリングの際に提出された意見を踏まえ、会社による乱用的なスキームの申立てを防ぐ観点から、申立日の前 12 か月以内の期間に 30 日の自動的なモラトリアムの適用を受けた場合は、債務者は再度のモラトリアム命令の申立て時において自動的なモラトリアムの規定の適用がないとされています。

果を及ぼすことを可能にするクラムダウン制度が新設されました。

- d. プレパッケージ型スキーム: 主要な債権者との間で事前に交渉済のプレパッケージ型のスキームについて、債権者の集会を経ずとも、一定の条件を充たすことを前提に裁判所が承認を行うことを認める旨の規定が追加されました。

## 2. クロスボーダー倒産手続における UNCITRAL モデル法の導入等

従前は、例えば日本で法的倒産手続が行われた場合に、当該法的倒産手続の対象となった会社の資産(例えば、子会社など)がシンガポールに所在したとしても、日本における法的倒産手続の効果が当該資産に当然に及ぶことを認める制度がなかったため、実務的に困難な問題が生じている状況がありました。

本件改正により、日本をはじめ、英国、米国などの国で採用されている、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の提供するクロスボーダー倒産のモデル法が会社法の一部として組み込まれました。これにより、外国での倒産手続がシンガポールで承認され得ることになり、シンガポール国内の資産等を巻き込んだ国際倒産手続の円滑な遂行に資することが期待されます。なお、本件改正では併せて、外国企業の清算の際に適用されていたリングフェンシング・ルール(外国会社の清算人がシンガポールにある資産から回収した収益は、シンガポールで発生した債務を支払った後に、当該外国の清算に残高を送金することを求めるシンガポール会社法上のルールです。リングフェンシング・ルールは、銀行や保険会社などの特定のクラスの金融機関については維持されます。)が廃止されることになっています。

## 3. 施行日

本改正については、必要な立法改正の複雑さと量を考慮して、段階的な施行が予定されています<sup>5</sup>。また、今後下位規則によりモラトリアム命令の適用除外取引などが定められる可能性があり、注視する必要があります。なお、2017 年会社法改正には、上記で記載した本改正の他に、マネーロンダリング対策を目的とする会社及び外国会社の実質的所有者を特定するための手続き等の導入、コモン・シールの使用義務の廃止、外国企業体が一定の要件を充たすことを前提にその登録をシンガポールに移転することを許容する制度(Inward re-domiciliation system)の導入、及び非公開会社における一定の手続を実行する場合の株主総会開催義務の免除といった内容も含まれており、これらの部分については、2017 年 3 月末日以降順次施行される予定です。

以上



はらだ のぶひこ  
**原田 伸彦**

西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士  
[n.harada@jurists.co.jp](mailto:n.harada@jurists.co.jp)

航空機・船舶・工場設備等の国内および国外の動産ファイナンス、国内不動産ファイナンス、クロスボーダーM&Aファイナンス、シンジケートローン等のファイナンス関連業務に加え、上場企業・海運会社・ゴルフ場等の私的整理や法的整理における債務者/債権者代理人として事業再生分野の業務にも注力している。2015-2016年にかけて、シンガポールにおいて現地弁護士等との協働で日系シンガポール法人のスキーム・オブ・アレンジメントを成立させた経験を有する。



さくらだ ゆうき  
**桜田 雄紀**

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士  
[y.sakurada@jurists.co.jp](mailto:y.sakurada@jurists.co.jp)

シンガポールを拠点としながら、東南アジアの新興国におけるコンプライアンス、ジョイント・ベンチャー、紛争等の案件に従事する。シンガポール事務所勤務以前は、東京事務所にて、コンプライアンス、キャピタル・マーケッツ、M&A、事業再生/倒産等の国内外の数多くの案件に関与し幅広い実務経験を有している。

<sup>5</sup> 2017 年 3 月 16 日現在施行日は未定です。

## シンガポール新会社法解説(第11回)～取締役に対する経済支援の禁止～

シンガポールの会社によるその取締役等に対する経済支援(financial assistance)の禁止について解説します。

前回と今回で、シンガポール会社法上の会社と取締役の利益相反取引の概要を解説しておりますが、日本の会社法とは、①利益相反取引のうち、取締役に対する経済支援について詳細な規定を設けている点、②これらの経済支援行為に該当すると、取締役会の有無にかかわらず、原則として株主総会の事前の承認が必要になる点、及び③取締役及びその親族が 20%以上出資する会社に対する経済支援も、取締役会の有無にかかわらず、原則として株主総会の事前承認が必要になる点、が大きく異なっています。

## 1. 取締役に対する経済支援の禁止の原則

会社は、以下の経済支援(以下、総称して「経済支援行為」といいます。)を行うことを原則として禁止しています。

- (1) 当該会社又は関連会社<sup>1</sup>の取締役に対して貸付(loan)又は疑似貸付(quasi loan)<sup>2</sup>を行うこと
- (2) 取締役に対する貸付に関して、会社が保証又は担保を提供すること
- (3) 取締役のために、会社が債権者として信用取引(credit transaction)<sup>3</sup>を行うこと
- (4) 取締役のために、第三者が行った信用取引に関して、会社が保証又は担保を提供すること
- (5) 第三者が行う取引ではあるものの、仮に会社が行った場合には上記(1)乃至(4)又は下記(6)に該当する取引に関与すること
- (6) 第三者が行う取引ではあるものの、仮に会社が行った場合には上記(1)乃至(5)に該当する取引から生じる権利及び義務を会社が承継又は引き受けること

なお、上記の制限は、取締役の配偶者及び子に対して行われる行為にも適用されます。他方、株主の数が 20 人以下で、法人株主の存在しない会社又は政府が出資する会社の場合には、上記の経済支援行為の制限は適用されません。

## 2. 例外

上記 1.のとおり、会社によるその取締役等への経済支援は禁止されていますが、以下の場合には、例外的に、取締役等への経済支援が認められます。

- (1) 取締役が会社のために負担した費用、又は取締役が取締役としての義務の履行のために負担した費用を補填することを目的として行われる経済支援行為
- (2) 会社又は関連会社の常勤取締役(full time employment)が、その住居を購入又は取得するための経済支援行為  
但し、上記(1)及び(2)の例外が認められるには、(i)株主総会において、取締役に対する経済支援行為の目的及び金額を開示した上で、事前の承認を得た場合、又は(ii)直後の株主総会での承認を得ることができなかった場合は、経済支援行為によって生じた会社の債務を 6 ヶ月以内に返済することを条件とする場合、に限られます。なお、下記 3.の場合と異なり、当該取締役が会社の議決権株式を保有していた場合であっても、議決権の行使は制限されません。
- (3) 会社又は関連会社の常勤取締役に対して、株主総会で承認された従業員に対する福利厚生計画に従って行われる経済支援行為
- (4) 会社の事業活動が銀行、ファイナンスカンパニー、保険事業に関連する法令の対象又はシンガポール金融管理局の監督下にある場合において、貸付行為、保証、担保提供行為、信用取引を含む当該会社の通常業務の一環として、取締役に対して行われる経済支援行為
- (5) 取締役が会社の職務遂行に関する過失、義務違反、忠実義務違反等に関連する刑事若しくは民事訴訟の防御若しくは救済手段の申立のために発生する費用を補填する目的又は取締役にこれらの費用が発生することを回避する目的で、貸付

<sup>1</sup> 関連会社とは、当該会社の親会社、子会社、及び兄弟会社をいいます。

<sup>2</sup> 疑似貸付とは、一方当事者が、契約上の義務の履行によらず、他方当事者のために金銭の支払いを行うこと、又は第三者が他方当事者のために費用負担の補填を行うこと、をいいます。

<sup>3</sup> 信用取引とは、(1)一方当事者が、買取選択権付賃貸借契約(hire-purchase agreement。借主が賃料の支払いと引き換えに対象物の占有を取得し、買取権その他の条件が成就した場合に対象物の所有権を取得する内容の賃貸借契約)又は条件付売買契約(conditional sale agreement。代金の支払いが完了するまで所有権が売主に留保される内容の売買契約)に基づき、他方当事者に対して動産又は不動産を譲渡する取引、(2)定期的な対価の支払いと引き換えに動産又は不動産を賃貸する取引、又は(3)不動産若しくは動産の譲渡又はサービスの提供に関する取引で、支払いの繰り延べが認められている取引、をいいます。

の方法で当該取締役に対して金銭を提供する行為。但し、当該貸付は、取締役に対して不利な判断が下された場合には、当該判断が確定した日から14日以内に返済することを条件にしなければならないものとされています。

- (6) 取締役が会社の職務遂行に関する過失、義務違反、忠実義務違反等に関連して行われる当局の調査、若しくは当局の行為に対する防御のために発生する費用を補填する目的、又は取締役にこれらの費用が発生することを回避する目的で、貸付の方法で当該取締役に対して金銭を提供する行為

### 3. 取締役の関連会社に対する経済支援の禁止の原則

会社が、その取締役が単独又は共同して20%以上の議決権を有する他の会社又は組合(以下、「取締役関連会社」といいます。)<sup>4</sup>に対して、①貸付又は疑似貸付を行うこと、②第三者による取締役関連会社に対する貸付又は疑似貸付に対して、保証又は担保の提供を行うこと、③債権者として信用取引を行うこと、④第三者と取締役関連会社との間の信用取引に関し、保証又は担保の提供を行うこと、⑤第三者が行う取引であっても、仮に会社が行う場合には上記①乃至④に該当する取引に関与すること、及び⑥第三者が行う取引であり、仮に会社が行う場合には上記①乃至④に該当する取引から生じる権利又は義務を承継若しくは引き受けることも、原則として禁止されています。これは上記1.の取締役に對する経済支援の禁止の原則が、他の会社を利用して潜脱されることを防ぐための規定になります。

もっとも、株主総会において事前の承認があれば、会社による取締役関連会社に対する上記①乃至⑥の行為を行うことも例外として認められます。なお、当該行為の承認を求める株主総会において、当該行為の利益を受ける取締役又はその配偶者若しくは子が当該会社の議決権株式を保有している場合、原則として、当該議案について議決権を行使することはできません。

但し、取締役関連会社に対する上記①乃至⑥に該当する行為が、親会社、子会社若しくは兄弟会社に対して行われる場合、又は上記2.(4)乃至(6)に準じる場合には、取締役関連会社への経済支援行為の禁止の原則は適用されず、株主総会の事前承認も不要となります。

以上

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

[佐藤 正孝](#)



<sup>4</sup> 取締役の配偶者又は子が株式を単独又は共同で20%以上の議決権を有する他の会社又は組合も含まれます。

